

○ 東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案 参照条文

(趣旨)

第一条 この法律は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による被害を受けた合併市町村（旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法（以下「旧合併特例法」という。）第二条第二項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。）の実情に鑑み、当該合併市町村が旧合併特例法第十二条の二第一項の規定により地方債を起こすことができる期間の特例を定めるものとする。

(地方債の特例)

第二条 平成二十三年度において旧合併特例法第十二条の二第一項の規定により地方債を起こすことができる合併市町村であつて東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第三項に規定する特定被災区域をその区域とするものに対する旧合併特例法第十二条の二第一項の規定の適用については、同項中「十年度」とあるのは、「十五年度」とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）（抄）

(地方債の特例等)

第十二条の二 合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う次に掲げる事業又は基金の積立てのうち、当該市町村の合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費（次項において「特定経費」という。）については、当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く十年度に限り、地方財政法（昭和二十三年法律第二百九号）第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。

- 一 合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため又は均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業
- 二 合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業
- 三 合併市町村における地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村の区域であつた区域における地域振興等のために地方自治法第二百四十二条の規定により設けられる基金の積立て

2 特定経費の財源に充てるために起こした地方債（当該地方債を財源として設置した施設に関する事業の経営に伴う収入を当該地方債の元利償還に充てることができるものを除く。）で、総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該合併市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

3 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が市町村建設計画を達成するために行う事業又は基金の積立てに要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該合併市町村又は当該合併市町村を包括する都道府県の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

## 附 則

### （失効）

第二条 この法律（附則第四条第一項及び第二項、附則第五条第三項、附則第六条、附則第十二条並びに附則第十四条の規定を除く。次項において同じ。）は、平成十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 前項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までに行われた地方自治法第七条第一項又は第三項の規定による申請（以下「合併申請」という。）に係る市町村の合併については、この法律（第五条の五から第五条の三十九まで並びに次条及び附則第二条の三の規定を除く。）は、同日後もなおその効力を有する。ただし、平成十八年三月三十一日までに当該合併申請に係る市町村の合併が行われないときは、同日後は、この限りでない。

3 前項の規定によりなおその効力を有することとされる第五条の二、第五条の三及び第十四条第一項の規定の適用については、第五条の二中「平成十七年三月三十一日までに市町村の合併が行われる場合に限り、地方自治法第八条第一項各号」とあるのは「地方自治法第八条第一項各号」と、第五条の三中「平成十七年三月三十一日までに市町村の合併が行われる場合に限り、当該処分」とあるのは「当該処分」と、第十四条第一項中「平成十七年三月三十一日までに市町村の合併が行われる場合に限り、当該市町村の合併」とあるのは「当該市町村の合併」とする。

4 第一項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までに行われた合併申請に係る市町村の合併に関し同日までに行われた第五条の五第三項の規定による告示に係る合併に係る地域自治区については、同条及び第五条の七の規定は、同日後もなおその効力を有する。ただし、平成十八年三月三十一日までに当該合併申請に係る市町村の合併が行われないときは、同日後は、この限りでない。

5 第一項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までに行われた第五条の六第四項の規定による告示に係る区長については、同条の規定は、同日後もなおその効力を有する。ただし、平成十八年三月三十一日までに当該合併申請に係る市町村の合併が行われないときは、同日後は、この限りでない。

6 第一項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までに行われた合併申請に係る市町村の合併に関し同日までに行われた第五条の十第一項の規定による認可の申請（以下この項において「合併特例区設置申請」という。）に係る合併特例区については、第五条の八から第五条の三十九までの規定は、同日後もなおその効力を有する。ただし、平成十八年三月三十一日までに当該合併特例区設置申請に係る合併特例区の設置が行われないときは、同日後は、この限りでない。

7 第一項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までに制定された次条第一項に規定する条例に基づき設けられる合併関係市町村の区域による地域自治区については、第五条の七及び次条の規定は、同日後もなおその効力を有する。ただし、平成十八年三月三十一日までに当該合併関

係市町村の区域による地域自治区の設置が行われないときは、同日後は、この限りでない。

8 第一項の規定にかかるわらず、平成十七年三月三十一日までに制定された次条第二項において読み替えて適用する第五条の六第一項に規定する条例に基づき設けられる区長については、第五条の六及び次条第二項の規定は、同日後もなおその効力を有する。ただし、平成十八年三月三十一日までに当該条例による区長の設置が行われないときは、同日後は、この限りでない。

9 第一項の規定にかかるわらず、平成十七年三月三十一日までに行われた附則第二条の三において読み替えて適用する第五条の十第一項に規定する認可の申請（以下この項において「合併特例区設置申請」という。）に係る合併特例区については、第五条の八から第五条の三十九まで及び附則第二条の三の規定は、同日後もなおその効力を有する。ただし、平成十八年三月三十一日までに当該合併特例区申請に係る合併特例区の設置が行われないときは、同日後は、この限りでない。

10 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかるわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

○ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「東日本大震災」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。

2 この法律において「特定被災地方公共団体」とは、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県並びに東日本大震災による被害を受けた市町村で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「特定被災区域」とは、東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村のうち政令で定めるもの及びこれに準ずる市町村として政令で定めるものの区域をいう。